

**2019統一地方選挙・参議院選挙 政党アンケートまとめ**

2019年3月31日 国際婦人年連絡会

東京都渋谷区代々木2-21-11婦選会館内、Eメール iwylg-i@nifty.com FAX 03(5388)4633

アンケートは、3月8日に9政党に質問票（返信封筒同封）を発送し、16日必着で回答を依頼しました。

立憲民主党、日本共産党、国民民主党、自由党、希望の党、社民党の6党からは、18日までに郵送、ファクス、メールによる回答がありました。

自由民主党、公明党、日本維新の会の3党は、無回答でしたので、18日～19日に電話をし、不在であった担当者に伝言を依頼しましたが、その後も連絡はありません。

1,憲法9条について

Q1 政党として憲法9条の改正を目指しますか。どちらかに○をつけてください。

	1.はい	2.いいえ
立憲民主党		○
日本共産党		○
国民民主党		○
自由党		○
希望の党	○	
社会民主党		○

(自民党の「改憲4項目」素案を前提とした場合)

Q2 Q1で、1. と答えた政党にお聞きます。貴政党が考える内容はどのようなものですか。どちらかに○をつけてください。

	1. 9条1項と2項はそのまま自衛隊の規定を置く。	2. 9条1項はそのまま、2項の「交戦権を否認する」を削除して変更し、「戦力を保持できる」とした上で、3項あるいは9条の3に自衛隊の規定を置く。
立憲民主党		
日本共産党		
国民民主党		
自由党		
希望の党		○
社会民主党		

Q3 Q2で1と答えた政党にお聞きます。自衛隊は2項の「戦力」に該当するとお考えですか。どちらかに○をつけてください。

	1. する	2. しない	理由
立憲民主党			
日本共産党			
国民民主党		○	自衛隊は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であるから、同項で保持することが禁止されている「陸海空軍その他の戦力」には当たらない、とする従来の政府の見解に立つ。
自由党			
希望の党	○		自衛隊 (self-defense force)は実力組織 (force)であり、いずれにしても戦力(force)であることに変わりがないため。
社会民主党			

Q 4 9条の改正を目指す他の政党と共同で憲法改正案を発議する可能性はありますか？どちらかに○をつけてください。1と答えた政党はどのような場合かお書きください。

	1. あり	2. なし	1 補足 どのような場合？
立憲民主党			
日本共産党		○	
国民民主党		○	
自由党		○	
希望の党	○		国民の多数の理解が得られるような状況ができた場合
社会民主党		○	

Q 5 Q 1 で2.と答えた政党は、9条改正を目指さない理由、現状の文言を維持する理由をお書きください。

立憲民主党			<p>○ いわゆる安全保障法制について 日本国憲法9条は、平和主義の理念に基づき、個別的自衛権の行使を容認する一方、日本が攻撃されていない場合の集団的自衛権行使は認めていない。この解釈は、自衛権行使の限界が明確で、内容的にも適切なものである。また、この解釈は、政府みずからが幾多の国会答弁などを通じて積み重ね、規範性を持つまで定着したものである(いわゆる47年見解)。 集団的自衛権の一部の行使を容認した閣議決定及び安全保障法制は、憲法違反であり、憲法によって制約される当事者である内閣が、みずから積み重ねてきた解釈を論理的整合性なく変更するものであり、立憲主義に反する。</p> <p>○ いわゆる自衛隊加憲論について 現行の憲法9条を残し、自衛隊を明記する規定を追加することには、以下の理由により反対する。 1 「後法は前法に優越する」という法解釈の基本原則により、9条1項2項の規定が空文化する。この場合、自衛隊の権限は法律に委ねられ、憲法上は、いわゆるフルスペックの集団的自衛権行使が可能となりかねない。これでは、専守防衛を旨とした平和主義という日本国憲法の基本原理が覆る。 2 現在の安全保障法制を前提に自衛隊を明記すれば、少なくとも集団的自衛権の一部行使容認を追認することになる。集団的自衛権の行使要件は、広範かつ曖昧であり、専守防衛を旨とした平和主義という日本国憲法の基本原理に反する。 3 権力が立憲主義に反しても、事後的に追認することで正当化される前例となり、権力を拘束するという立憲主義そのものが空洞化する。</p>
日本共産党			<p>憲法9条の戦争放棄、戦力の不保持、交戦権否認の規定は、世界で最もすんだ恒久平和主義の条項です。過去の日本の侵略戦争と植民地支配への反省、平和の決意に立つてつくられた条文であり、変えるべきではないと考えます。 安倍政権がすすめようとしている9条改憲は、単に今ある自衛隊を追認するだけではありません。「後からつくった法律は、前の法律に優先する」というのが法の一般原則です。そのため、たとえ9条2項（戦力不保持、交戦権否認）を残しても、別の項目で自衛隊の存在理由が明記されれば、2項の空文化＝死文化は避けられません。集団的自衛権の行使を可能にした安保法制のもとで、無制限の海外での武力行使を可能にしてしまいます。 しかも安倍首相は、自衛官募集への青年名簿の提出に協力しない自治体があるなどと主張し、それを変えるためにも憲法に自衛隊を明記すると言いついています。改憲によって個人情報強制的に提出させようとするなど、まるで戦前の軍国主義への道です。 現行憲法の前文をふくむ全条項をまもり、平和的進歩的な諸条項を生かしてアジアと世界の平和に貢献する道こそ、日本の歩む方向だと考えます。</p>
国民民主党			<p>平和主義を守るためには、憲法9条に自衛隊を明記する前に、わが国が自衛権を行使できる範囲を明確にすべき。こうした本質的な議論も行わないまま、安倍政権は憲法9条について、論理的整合性、法的安定性を欠いた恣意的・便宜的な憲法解釈の変更を行った。結果、集団的自衛権の行使を一部容認した。これは、国家権力は憲法によって縛られるという立憲主義の見地からも許されない。</p>
自由党			<p>現行条文で特段の不都合は生じていないため。</p>
希望の党			
社会民主党			<p>大日本帝国憲法の時代の日本は、侵略戦争と植民地支配に乗り出し、多くの人々が戦争の犠牲者となってしまいました。この反省と教訓から生まれたのが、平和主義を基本原則とする日本国憲法です。変えなければいけないのは憲法ではありません。9条の平和主義を守り活かして、現実の政治を変えていくことこそ必要だと考えます。</p>

2 憲法24条について

Q6 憲法24条を改正すべきだと考えますか？どちらかに○をつけてください。

	1. すべき	2. すべきでない	理由
立憲民主党	○		<p>○ LGBTの人権、特に同性婚と憲法24条について LGBTに関しては、教育の現場や職場をはじめとして、あらゆる場面での差別の解消等、人権の確保・確立が必要である。 ところで、安倍総理は、「現行憲法の下では、同性カップルの婚姻の成立を認めることは想定されていない」、「同性婚を認めるために憲法改正を検討すべきか否かは、我が国の家庭のあり方の根幹に関わる問題で、極めて慎重な検討を要する」と述べている。 この点、憲法24条1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」とされているため、同性どうしの結婚はできないようにも読める。 しかしこの条文は、結婚相手を強制的に親が決めたり、戸主や親の承諾を必要とする戦前の「家」制度から、婚姻をするかどうか、婚姻をだれとするかを本人の自由意思に解放する趣旨である。そうだとすると、異性婚は両性の合意のみによって成立することを定めたものと制限的に理解すべきであり、同性婚について禁止する規範ではないと考える。 憲法の学説でも、同性婚については禁止されていないが、これを採用するかどうかは立法裁量であるという考え方が一般的なようである。 しかし、憲法24条2項が「配偶者の選択……婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」とし、憲法13条が個人の尊厳と幸福追求の権利を定め、その内実として人格的生存に不可欠な自己決定権が保障されているとの理解の下では、むしろ、同性婚も憲法上の保障を受けるとの解釈も有力に主張されている。この立場に立つと、その法的整備をすることは単なる立法裁量ではなく、立法府としての責務となる。 したがって、憲法24条1項の文理上の疑念を解消するのみならず、憲法上の保障であることを明らかにするとすれば、文言を改めることが望ましいといえる。この点、立法政策の問題ととらえるべきか、憲法上の保障のレベルの問題ととらえるべきかについて、議論を進める。 なお、いずれの立場に立つとしても、同性婚を可能とするよう、法的整備をすることに憲法上の支障はないものと認識する。</p>
日本共産党		○	<p>第24条が規定する「家族関係における個人の尊厳と両性の平等」は、第14条の「法の下での平等」、第44条「議員及び選挙人の資格」などとともに、社会、家庭生活、政治参加などにおける男女平等について規定している重要な条項です。第24条では、結婚、財産権、相続、家族、離婚など、家族関係に関する法律は「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚」して制定されるべきと明記しています。戦前、女性を無権利状態においた家制度を否定し、男女平等と女性の権利の土台となっている条文であり、改正すべきではなく、条文にもとづいて男女差別の是正をさらにすすめることが必要だと考えます。</p>
国民民主党			今後議論を深めていく
自由党	○		近年自由な結婚の形が議論されてきているため。
希望の党		○	両性の本質的平等と合意に基づく婚姻は需要であり、他方LGBTへの配慮は憲法と直接関係ないため。
社会民主党		○	両性の平等を定めた24条を活かし、男性も女性も性別に関わらず一人ひとりがその人らしく生きることができる社会、多様性を認めあう社会の基本である男女平等社会の実現が何より求められていると考えます。

Q7(1) 女性差別撤廃条約を批准している国として、憲法24条の関連で改善すべき法や制度として何があると考えますか？

立憲民主党			民法改正を検討中。「夫」「妻」などの記載を性中立的にする。
日本共産党			民法の改正による選択的夫婦別姓制度の導入、再婚禁止期間の廃止、戸籍法に残る婚外子差別規定の撤廃など、女性差別撤廃委員会から繰り返し勧告を受けている問題を早期に改善し、家族に関する法律上の差別を全面的になくすべきです。
国民民主党			夫婦同氏を定める民法750条
自由党			
希望の党			現時点では特にないが、今後党内で議論を進める。
社会民主党			改善すべき日本の法制度について、国連女性差別撤廃委員会がさまざまな問題を指摘しており、例えば民法を改正して選択的夫婦別姓の導入や再婚期間の平等など、早急に対応すべきと考えます。

Q7(2) 女性差別撤廃条約「選択議定書」の批准が望まれますが、どうお考えですか。

立憲民主党			日本がジェンダー平等と女性の権利に関する国際基準に追いつくことは重要だと考えます。
日本共産党			早期に批准すべきです。権利侵害を国連に個人通報できる制度を定めた選択議定書の批准は、条約の実効性を高めるために重要なものであり、すでに109か国が批准しています。国内でも、批准を求める運動がひろがり、選択議定書の速やかな採択を求める請願が、参議院では繰り返し採択されてきました。国内法、制度との整合性を理由に「慎重な検討」を続ける日本政府の立場に道理はなく、条約より国内事情を優先するものです。国際的基準にそった男女平等の促進のため、一刻も早い批准を求めています。
国民民主党			批准すべき。
自由党			批准されるべきである。
希望の党			現時点では党で議論していないので、今後党内で議論を進める。
社会民主党			個人通報制度を定めた選択議定書はすでに2000年に発効しており、日本も一刻も早く批准しなければならないと考えます。

3. 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」について

Q8 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を実行するために、貴政党はどのような具体的な取り組みを実施していますか？その内容をお書きください。

立憲民主党			①ジェンダー平等推進本部の設置 ②女性候補者擁立推進チームを中心に、女性候補者の擁立・育成 ③女性候補者を通年で公募 ④女性候補者比率40%目標を設定 ⑤女性候補者への資金的援助 ⑥パリティ・スクールの開催 など
日本共産党			統一地方選挙、参議院選挙の候補者について、男女半々を目標とし、擁立の努力をしています。日本共産党は党員の半数近くが女性で、すでに地方議会では全国約1000人の女性議員が活動していますが、国政においても党の議席を前進させ、女性議員を増やしたいと考えています。 議員・候補者活動と家庭を両立させるための支援、学習会の開催、議員の相談窓口の設置など、女性が議員・候補者として安心して活動できる条件づくりに努めています。選挙活動は党の責任で運営し、立候補や選挙活動で候補者個人の財政的負担をなくしています。女性候補者への援助をひきつづき重視していきます。
国民民主党			昨年6月、国民民主党は他党に先駆けて「女性候補者比率30%」目標を掲げ、女性候補を増やすために、ロールモデルとなり得る女性国会議員のリーフレット「コウホのススメ」を作成する等、広報活動を積極的に展開。 候補者向けの資金支援として、公認・推薦料、新人候補者向けの新人奨励金に加えて、党の公認・推薦決定後、いつでも申請できる新人女性候補者向けの「WS基金」支援を拡充。女性候補の発掘・育成を目的とする「政治スクール・セミナー」を地方組織が主催する形で開催。あわせて公募も実施。 候補予定者には、党所属女性地方議員らによる「女性議員ネットワーク会議」への参加を推奨。女性同士で経験やノウハウを共有し、相談できる関係を構築できるようにしている。
自由党			女性候補者の積極的発掘と擁立をしている。
希望の党			女性の候補者を積極的に擁立する。
社会民主党			ブロックごとに女性担当の世話人を設け、きめ細やかな相談体制やネットワークを作り、研修会を実施しています。

(1) 公職選挙法の見直しが必要だと考えていますか？どちらかに○をつけ、その内容と理由を書いてください。

	1. 考えている	2. 考えていない	内容と理由
立憲民主党			女性候補者擁立を進めるために、施策として検討中。
日本共産党	○		現在の公職選挙法には、国民多数の声が国会に届かないような多くの問題があります。「民意が届く国会」にするために公職選挙法の抜本的な改正が必要だと考えます。 選挙制度としては、多様な民意を反映せず多数の「死票」を出す小選挙区制を廃止し、比例代表中心の選挙制度に抜本改革することが必要です。また被選挙権の年齢引き下げ、供託金の大幅引き下げを求めるとともに、戸別訪問の禁止や選挙期間中のビラ・ポスターの規制などの様々な規制を見直し、主権者である国民が、選挙に気軽に多面的に参加できるよう、選挙活動の自由を拡大するための改正を求めています。
国民民主党	○		衆参両院のあり方を踏まえた国会議員の定数見直しなど身を切る改革の推進が必要である。公職選挙法改正案を参院に提出している。(1) 参院議員の定数を242人(現行248人)とする(2) 参院比例代表選出議員の定数を94人(現行100人)とする(3) 参院比例代表の「特定枠」制度を廃止する(4) 参院選挙制度の抜本の見直し——などを主な内容とし、「1票の格差」是正にも配慮しているもの。
自由党		○	
希望の党	○		供託金の見直しや立候補年齢の引き下げなどにより女性や若者がより立候補しやすい制度に変えるべきだ。
社会民主党	○		民意の反映を弱め、得票率と議席率の乖離、死票の増加、1票の価値の格差の拡大などの問題があると思われるからです。

(2) 供託金の見直しが必要だと考えていますか？どちらかに○をつけ、理由を書いてください。

	1. 考えている	2. 考えていない	理由
立憲民主党			女性候補者擁立を進めるために、施策として検討中。
日本共産党	○		国政選挙で比例代表600万円、選挙区300万円と、現在の供託金はあまりに高額すぎます。諸外国では、欧米諸国はほとんど10万円前後です。高すぎる供託金は、国民の被選挙権の行使を妨げており、女性が立候補するうえでも大きな障害の1つとなっています。大幅な引き下げが必要です。
国民民主党		○	他方で、衆参両院のあり方を踏まえた国会議員の定数見直しなど身を切る改革の推進は必要。
自由党		○	
希望の党	○		立候補しやすい制度に変えるべきであるため。
社会民主党	○		女性の政治参画を推進するためにも、供託金の引き下げが必要だと思われます。

(3) 小選挙区制度を見直す必要があると考えていますか？どちらかに○をつけ、理由を書いてください。

	1. 考えている	2. 考えていない	理由
立憲民主党			
日本共産党	○		小選挙区制度は、第1党が4割台の得票率で7～8割もの議席を占め、議席に反映しない「死票」が半数にのぼる民意切り捨ての制度です。小選挙区制を廃止し、比例代表を中心とする制度の導入を求めます。女性議員比率の高い北欧諸国が比例代表制度をとっているように、女性議員を増やすうえでも、多様な民意を公正に反映できる比例代表制こそふさわしい選挙制度です。
国民民主党		○	他方で、衆参両院のあり方を踏まえた国会議員の定数見直しなど身を切る改革の推進は必要。
自由党		○	政権交代が可能な唯一の選挙制度のため。
希望の党	○		見直すべきかどうかを含めて国会で選挙制度について議論すべき。
社会民主党	○		民意の反映を弱め、得票率と議席率の乖離、死票の増加、1票の価値の格差の拡大などの問題があると思われるからです。

4. 緊急事態条項について

Q10 憲法を改正して緊急事態条項を規定すべきだと考えていますか？どちらかに○をつけ、理由を書いてください。

	1.規定すべき	2.規定すべきでない	理由
立憲民主党			
日本共産党		○	自民党が主張している「緊急事態条項」は、首相が「緊急事態」の宣言を行えば、内閣が立法権を行使し、国民の基本的人権を停止するなど、事実上の「戒厳令」を可能にするものです。緊急事態条項を憲法に明記することは、文字通り政府の独裁に道をひらくものであり、絶対に許されません。
国民民主党		○	(自民党の「改憲4項目」素案を前提とした場合) 規定すべきでない。自民党案は国民的議論を尽くさず、十分な説明もないまま拙速にとりまとめがなされていることは遺憾。
自由党		○	どういう意図でどのように運用されるかが疑問
希望の党	○		著しく異常かつ激甚な非常災害等の緊急事態が発生した場合に超法規的措置ではすまされず、予め歯止めとして憲法に盛り込んでおくべきである。
社会民主党		○	東日本大震災では、緊急事態条項や基本法がなかったことが、初動態勢が遅れ被災者を救援できなかったり、原発事故への対応が遅れたりした原因ではなく、必要なのは災害対策関連法の整備と事前の備え、現場の市町村の裁量を認めることです。